

# 令和 5 年度 事業計画（案）新旧対照表

全国健康保険協会 鳥取支部

## 令和5年度 全国健康保険協会鳥取支部事業計画（案）

新（令和5年度）	旧（令和4年度）
<p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>○ <b>健全な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>・中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> <li>・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。</li> <li>・安定した財政運営の観点から、鳥取県における第4期医療費適正化計画の策定作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込ま</p>	<p><b>1. 基盤的保険者機能関係</b></p> <p>○ <b>健全な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>・中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> <li>・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない</p>

れること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

### ○ サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

#### 【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

状況である。

このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

### ○ サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付等の申請について、郵送による申請を促進する。
- ・お客様満足度調査の結果から課題を抽出し対応することで、サービス水準の向上に努める。

- KPI : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.0%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- KPI : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 89.0%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を行う。

5 ページの「○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化」を統合

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

### ○ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、支払基金と点検業務等の情報を共有し審査を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

5 ページの「○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化」を統合

### ○ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格、外傷、内容点検を実施する。
- ・内容点検は、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、点検員のスキルアップ、システム点検の精度向上を図り効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たりの査定額向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革の進行状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、支払基金と点検業務等の情報を共有し審査を実施する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

3 ページの「○ 現金給付の適正化の推進」に統合

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を実施する。

・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順

3ページの「○ 現金給付の適正化の推進」に統合

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・発生した返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

の標準化を推進する。

- ・厚生局へ情報提供を行う不正疑い事案が発生した場合は、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に協会けんぽから保険証未返納者に対する返納催告を行うとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所担当者に対し文書等により退職時の保険証回収と資格喪失届への保険証添付及び早期返納を周知する。
- ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする  
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする  
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への文書及び電話による勧奨を行う。
- ・ 被扶養者資格確認リストの未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を96.9%以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認が円滑に実施できるよう、加入者のマイナンバー登録を確実に実施する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、新業務システムの効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた事務処理体制等の整備を推進する。

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を96.7%以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者のマイナンバー登録を確実に実施する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。

- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により生産性の向上を推進する。
- ・ 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化し、相談業務の品質の向上を図る。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

新（令和5年度）	旧（令和4年度）
<p data-bbox="241 288 577 316">2. 戦略的保険者機能関係</p> <p data-bbox="241 336 972 363">○ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p data-bbox="300 384 1088 608">「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項として、6か年計画の最終年度となる『第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）』について、目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p data-bbox="241 671 1088 751">上位目標：健康経営（コラボヘルス）の推進により、加入者の健康度を向上する。</p> <ul data-bbox="331 767 1088 991" style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧リスク保有者の構成比を10%削減する</li> <li>・ がん死亡率を20%削減する</li> <li>・ 健康寿命、平均寿命ともに、全国順位10位以内を目指す（がん死亡率、健康寿命・平均寿命については鳥取県の目標として達成できるよう貢献する）</li> </ul>	<p data-bbox="1122 288 1458 316">2. 戦略的保険者機能関係</p> <p data-bbox="1122 336 1928 363">○ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p data-bbox="1180 384 1939 560">「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p data-bbox="1122 671 1939 751">上位目標：健康経営（コラボヘルス）の推進により、加入者の健康度を向上する。</p> <ul data-bbox="1211 767 1962 991" style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧リスク保有者の構成比を10%削減する</li> <li>・ がん死亡率を20%削減する</li> <li>・ 健康寿命、平均寿命ともに、全国順位10位以内をめざす（がん死亡率、健康寿命・平均寿命については鳥取県の目標として達成できるよう貢献する）</li> </ul> <p data-bbox="1122 1054 1939 1134">○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p> <p data-bbox="1180 1150 1939 1326">支部の健康づくり事業の柱としている「健康経営推進事業」、「特定健診・がん検診ダブル受診事業」について、協会の保有するデータを活用し、分析・提供を行い、さらなる事業推進につなげる。</p>

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

○健診の受診勧奨対策

- ▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得
  - ・一般健診及び付加健診等の自己負担額を軽減し、負担額軽減を強調した広報や受診勧奨を実施
  - ・事業所への訪問・文書・電話勧奨による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供勧奨実施
  - ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施
  
- ・35歳到達者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨実施
- ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施
- ・業界団体等と連携した健診受診勧奨および健康経営の推進
- ▶被扶養者の特定健診
  - ・新規被扶養者への月次による健診案内実施
  - ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
  - ・市町村、関係機関と連携した「健診ガイド」による広報
  - ・市町村、関係機関と連携した「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の広報と実施
  
- ・ナッジ理論を活用した未受診者への効果的な受診勧奨の実施
- ・医師会・薬剤師会・保険者協議会と連携した受診勧奨の実施

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

○健診の受診勧奨対策

- ▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得
  - ・事業所への訪問・文書・電話勧奨による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供勧奨実施
  - ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施
  - ・鳥取県との連携事業：ピロリ菌検査補助事業を活用した健診受診勧奨の実施
  
- ・35歳到達者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨実施
- ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施
- ・業界団体等と連携した健診受診勧奨および健康経営の推進
- ▶被扶養者の特定健診
  - ・新規被扶養者への月次による健診案内実施
  - ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
  
- ・市町村、関係機関と連携による「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の実施
  - 市町村の集団健診における共同広報
- ・ナッジ理論を活用した効果的な未受診者への受診勧奨の実施
- ・医師会・薬剤師会・保険者協議会と連携した受診勧奨の実施

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：83,506人）
  - ・生活習慣病予防健診 実施率 62.6%（実施見込者数：52,275人）
  - ・事業者健診データ 取得率 15.6%（取得見込者数：13,027人）

- 被扶養者（実施対象者数：19,174人）
  - ・特定健康診査 実施率 26.3%（実施見込者数：5,043人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を62.6%以上とする
  - ② 事業者健診データ取得率を15.6%以上とする
  - ③ 被扶養者の特定健診実施率を26.3%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：84,270人）
  - ・生活習慣病予防健診 実施率 61.4%（実施見込者数：51,742人）
  - ・事業者健診データ 取得率 14.6%（取得見込者数：12,303人）

- 被扶養者（実施対象者数：19,435人）
  - ・特定健康診査 実施率 25.4%（実施見込者数：4,936人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を61.4%以上とする
  - ② 事業者健診データ取得率を14.6%以上とする
  - ③ 被扶養者の特定健診実施率を25.4%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

○ 保健指導の実施率向上対策

- ・ 健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る
  - ・ 保健指導専門機関などの保健指導者を活用した、健診当日の初回面談実施を検討
  - ・ 特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用
  - ・ 保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した「標準モデル」に沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用するなど、利用案内実施率の向上を図る
  - ・ 業態の特性に合わせた案内文書による特定保健指導勧奨実施
  - ・ 被扶養者の特定保健指導未実施者へ勧奨実施
  - ・ 被扶養者の特定保健指導を公民館などの会場で実施して利便性の向上を図る
- 保健指導の質向上対策
- ・ 令和5年1月に導入された次期システムアプリの新機能を活用して利用者への訴求力向上を図る
  - ・ 保健指導の対象に肝機能リスクを加え、加入者の健康度向上を図る

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

○ 保健指導の受診勧奨対策

- ・ 健診実施機関へ働きかけ、健診受診日の初回面談実施の拡大を図る
- ・ 特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用
- ・ 特定保健指導の改善結果を活用した未実施事業所への勧奨実施
- ・ 業態の特性に合わせた案内文書による特定保健指導勧奨実施
- ・ 被扶養者の特定保健指導未実施者へ勧奨実施

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 13,322 人）  
・ 特定保健指導 実施率 38.0%（実施見込者数： 5,063 人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 474 人）  
・ 特定保健指導 実施率 6.9%（実施見込者数： 33 人）

■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 38.0%以上とする  
②被扶養者の特定保健指導の実施率を 6.9%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨

- ・ 健診機関による、専門医への受診勧奨実施
- ・ 「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨実施
- ・ 事業所担当者から未治療者への受診勧奨実施依頼
- ・ 県や学術機関などと連携して肝臓がん・肝炎を対象とした肝機能

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

○被保険者（特定保健指導対象者数： 13,129 人）  
・ 特定保健指導 実施率 35.0%（実施見込者数： 4,595 人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数： 464 人）  
・ 特定保健指導 実施率 7.0%（実施見込者数： 32 人）

■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 35.0%以上とする  
②被扶養者の特定保健指導の実施率を 7.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨

- ・ 未受診者への文書・電話による受診勧奨実施
- ・ 事業所担当者への健診結果による受診勧奨実施依頼

### リスク対策事業を実施

#### ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業の実施

#### 【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数  
1,500人

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を  
13.1%以上とする

#### iv) コラボヘルスの推進

- ・ 鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」、「健康経営比較分析」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。事業実施にあたっては、

#### ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業の実施

#### 【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数  
1,500人

■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を  
12.4%以上とする

#### iv) コラボヘルスの推進

- ・ 鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。また、事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連

鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言事業所における取組について、健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等を取り入れることにより標準化を進める。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 2,370 事業所（※）以上とする  
（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施

- ・ 支部特有の課題に着目した保健事業の推進に着手する。特に鳥取支部の課題となる「入院医療費が全国平均を上回っている」「血圧リスクが高い」「運動習慣要改善者の割合が高い」「被扶養者の特定保健指導の実施率が全国で最も低い」の 4 つの項目に着目した取組みを実施する。

携を進めることで、事業の拡大を図る。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 2,360 事業所以上とする

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

・協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便りとっとり」の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。

・令和5年度より実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」について、様々な広報機会を活用して、積極的な広報を行う。

■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を73.3%以上とする

○ ジェネリック医薬品の使用促進

・希望シール、Q & Aなど広報物の配布、軽減額通知の発送を確実に実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

・協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便りとっとり」の配付、秋1回3会場の年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。

■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を74.3%以上とする

○ ジェネリック医薬品の使用促進

・従来の希望シール、Q & Aなど広報物の配布、軽減額通知の発送を確実に実施するとともに、薬剤師会との連携を進め、お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、総合的な事業として展開する。

特に、個別の調剤薬局に対する見える化ツールを薬剤師会と共有・分析し、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤

○ インセンティブ制度の着実な実施

- ・令和 3 年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする。

（※）医科、DPC、歯科、調剤

○ インセンティブ制度の着実な実施

- ・令和 3 年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和 4 年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

①医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析

②鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療に見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

①医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析

②鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療に見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

- ・令和5年度に鳥取県において行われる、「医療計画」「医療費適正化計画」等の次期計画の策定に関して、積極的な意見発信を行う。
- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

新（令和5年度）	旧（令和4年度）
<p data-bbox="241 288 551 316"><b>3. 組織・運営体制関係</b></p> <p data-bbox="241 336 607 363"><b>○人事評価制度の適正な運用</b></p> <p data-bbox="241 384 1084 507">・評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。</p> <p data-bbox="241 576 1084 651"><b>○戦略的保険者機能の更なる発揮のためのOJTを中心とした人材育成</b></p> <p data-bbox="241 671 1084 746">・OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <p data-bbox="241 815 412 842"><b>○リスク管理</b></p> <p data-bbox="241 863 1084 986">・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行う。</p> <p data-bbox="241 1007 1084 1129">・日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。</p> <p data-bbox="241 1198 577 1225"><b>○コンプライアンスの徹底</b></p> <p data-bbox="241 1246 1084 1321">・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。</p>	<p data-bbox="1115 288 1424 316"><b>3. 組織・運営体制関係</b></p> <p data-bbox="1115 576 1957 651"><b>○ 戦略的保険者機能の更なる発揮のためのOJTを中心とした人材育成</b></p> <p data-bbox="1115 671 1957 746">・OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を計画的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <div data-bbox="1223 1066 1917 1182" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="1238 1086 1895 1161">23 ページの「○ リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底」を移項の上改定</p> </div>

・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。

#### ○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。  
・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。

#### ○費用対効果を踏まえたコスト削減等

・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。  
・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。  
・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。  
・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

23 ページの「○ リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底」を移項の上改定

23 ページの「○ 適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置」を移項

#### ○費用対効果を踏まえたコスト削減等

・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。  
・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積もりの徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。  
・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。  
・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

- ・ 消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。
- ・ 調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

21 ページに移項

22 ページに移項

- ・ 消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。
- ・ 調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

○ リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・ 各委員会の開催、自主点検の年間計画を策定のうえ、着実に実施することでその徹底を図る。
- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高めるため、普段の点検を通じた意識の醸成を図るとともに、職員研修等を実施しその徹底を図る。

○ 適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

- ・ 業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。
- ・ 労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。